

平成28年度 授業エキスパートを目指す授業研究会実施要項

埼玉県教育局東部教育事務所

1 趣 旨

学習指導要領のねらいを実現するため、基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を育成する創意ある授業について、校種を越えて参観し研究協議を深めることによって、管内の教師の指導力向上を図る。

2 主 催 埼玉県教育局東部教育事務所

3 実施・運営

研究会を運営する委員等は、次のとおりとする。

(1) 運営委員

東部教育事務所主席指導主事を運営委員長とし、東部教育事務所指導主事を運営委員とする。また、運営主担当者は東部教育事務所各教科等担当指導主事とする。

(2) 実施教科

〈小学校〉国語、社会、算数、理科、音楽、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動
〈中学校〉国語、社会、数学、理科、音楽、美術、英語、特別活動
〈小中いずれか〉特別支援教育

(3) 授業者

東部教育事務所管内の小・中学校教諭・主幹教諭

(4) 指導助言者

東部教育事務所指導主事、埼玉県立総合教育センター指導主事、市町教育委員会指導主事、小中学校長・教頭・主幹教諭・教諭

(5) 司会、記録

東部教育事務所指導主事

(6) 参加者 各学校からの参加希望者

※小・中学校が連携した教育推進の機会として、異校種の教員の参加を推奨しています。

4 開催日等

(1) 9月～2月の調整可能な日（学校の事情によって調整する）

※ 研究授業は、各学校の日課（第5校時）に合わせて行いますので、学校により時刻が異なります。日程は、東部教育事務所のホームページに掲載します。

5 研究協議について

(1) 研究課題等の設定

ア 研究課題

基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力等を育成する授業の工夫改善

イ 研究の視点

授業者と指導者とが研究課題を基に相談し、「私の授業の観てほしいポイント」として示す。

※「学習指導案（個人名、児童生徒の実態を消したもの）」、「私の授業の観てほしいポイント」は、授業研究会の約1週間前には、東部教育事務所ホームページに掲載します。

(2) 研究協議の進め方（例） ※会場校の都合によって変わります。

授業者の説明、質疑・応答	10分
グループごとの研究協議	45分
グループ代表による発表	25分
指導・講評	20分
閉 会	